

改正

令和5年4月18日要綱第21号

読谷村保育士等就労促進支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士等を確保し、保育体制の強化を図ることを目的に、村内の保育所等に就職した保育士等に、読谷村保育士等就労促進支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び第4項の規定により設置された保育所及び同法第6条の3第10項の事業を行う小規模保育事業所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設をいう。
- (4) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (5) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する届出を行っている施設をいう。
- (6) 保育士等 保育士及び保育教諭をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、村内の保育所等に採用された日（以下「採用日」という。）が令和2年4月1日以降の保育士等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 採用日以前1年以内に、保育所等、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設等で1年以上保育士等又は幼稚園教諭として勤務していない者
- (2) 採用日から同一の保育所等で保育士として6月以上継続して勤務し、かつ、週の勤務時間が30時間以上の者で、その職務を良好な成績で遂行した者

(3) 継続して勤務する意思のある者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支援金の交付対象としない。

(1) この要綱による支援金の交付を受けたことがある者

(2) 公務員である者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3に規定する臨時的任用職員及び同法第22条の2に規定する会計年度任用職員を除く。）

（支援金の交付額）

第4条 支援金の交付額は、100,000円とする。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村長が別で定める日までに読谷村保育士等就労促進支援金交付申請書（第1号様式）に關係書類を添えて申請するものとする。

2 前項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 雇用証明書（第2号様式）

(2) 保育士証の写し

(3) 履歴書

(4) 振込先がわかる資料

(5) その他村長が必要とする書類

（交付決定等の通知）

第6条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、読谷村保育士等就労促進支援金交付決定通知書（第3号様式）により申請者へ通知し、支援金を交付する。

2 村長は、前項の規定による審査の結果、支援金を交付することが不適当と認めるときは、読谷村保育士等就労促進支援金不交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

（支援金の交付決定の取消し等）

第7条 村長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者があるときは、既に交付を受けた支援金の返還を求めることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 18 日要綱第 21 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の読谷村保育士等就労促進支援金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 5 年 3 月 31 日までに村内の保育所等に採用された者については、改正前の第 3 条第 2 項第 2 号の規定は、なおその効力を有する。